

## 北九州市第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の実施に関する要綱 新旧対照表

新	旧												
<p>第 1 条～第 7 条 略 (第 1 号事業に要する費用の額)</p> <p>第 8 条 第 1 号事業に要する費用の額は、別表第 1 (予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表) から別表第 4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表) により算定するものとする。</p> <p><u>ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 3 0 日までの間は、別表第 1 の予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)のイからハ、別表第 2 の生活支援型訪問サービス費のイからハ、別表第 3 の予防給付型通所サービス費(共生型通所サービス)のイ、別表第 4 の生活支援型通所サービス費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</u></p> <p>第 9 条～第 1 2 条 略</p> <p>別表第 1 (予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)</p> <table data-bbox="174 933 963 1061"> <tr> <td>イ 予防給付型訪問サービス費 (I)</td> <td><u>1, 1 7 6</u> 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)</td> <td><u>2, 3 4 9</u> 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)</td> <td><u>3, 7 2 7</u> 単位</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p>注 2 指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(若しくは指定予防給付型訪問サービス事業所と同一建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。))に居住する利用者又は指定予防給付型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 2 0 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0</p>	イ 予防給付型訪問サービス費 (I)	<u>1, 1 7 6</u> 単位	ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)	<u>2, 3 4 9</u> 単位	ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)	<u>3, 7 2 7</u> 単位	<p>第 1 条～第 7 条 略 (第 1 号事業に要する費用の額)</p> <p>第 8 条 第 1 号事業に要する費用の額は、別表第 1 (予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表) から別表第 4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表) により算定するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 9 条～第 1 2 条 略</p> <p>別表第 1 (予防給付型訪問サービス事業支給費単位数表)</p> <p>予防給付型訪問サービス費(共生型訪問サービス費)</p> <table data-bbox="1160 933 1944 1061"> <tr> <td>イ 予防給付型訪問サービス費 (I)</td> <td>1, 1 7 2 単位</td> </tr> <tr> <td>ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)</td> <td>2, 3 4 2 単位</td> </tr> <tr> <td>ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)</td> <td>3, 7 1 5 単位</td> </tr> </table> <p>注 1 略</p> <p>注 2 指定予防給付型訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物(若しくは指定予防給付型訪問サービス事業所と同一建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。))に居住する利用者又は指定予防給付型訪問サービス事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 2 0 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0</p>	イ 予防給付型訪問サービス費 (I)	1, 1 7 2 単位	ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)	2, 3 4 2 単位	ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)	3, 7 1 5 単位
イ 予防給付型訪問サービス費 (I)	<u>1, 1 7 6</u> 単位												
ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)	<u>2, 3 4 9</u> 単位												
ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)	<u>3, 7 2 7</u> 単位												
イ 予防給付型訪問サービス費 (I)	1, 1 7 2 単位												
ロ 予防給付型訪問サービス費 (II)	2, 3 4 2 単位												
ハ 予防給付型訪問サービス費 (III)	3, 7 1 5 単位												

分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱いに準じる。

※支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入のこと。

注3～8 略

ニ～ホ 略

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ト 略

別表第2（生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表）

生活支援型訪問サービス費

イ	生活支援型訪問サービス費（Ⅰ）	<u>921</u> 単位
ロ	生活支援型訪問サービス費（Ⅱ）	<u>1,840</u> 単位
ハ	生活支援型訪問サービス費（Ⅲ）	<u>2,762</u> 単位

別表第3（予防給付型通所サービス事業支給費単位数表）

予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）

イ 予防給付型通所サービス費

(1)	予防給付型通所サービス費（Ⅰ）（要支援1、事業対象者）	<u>1,672</u> 単位
-----	-----------------------------	-----------------

分の90に相当する単位数を算定する。この場合において、建物の範囲については、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱いに準じる。

注3～8 略

ニ～ホ 略

へ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数のいずれかを加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ト 略

別表第2（生活支援型訪問サービス事業支給費単位数表）

生活支援型訪問サービス費

イ	生活支援型訪問サービス費（Ⅰ）	918単位
ロ	生活支援型訪問サービス費（Ⅱ）	1,835単位
ハ	生活支援型訪問サービス費（Ⅲ）	2,753単位

別表第3（予防給付型通所サービス事業支給費単位数表）

予防給付型通所サービス費（共生型通所サービス費）

イ 予防給付型通所サービス費

(1)	予防給付型通所サービス費（Ⅰ）（要支援1、事業対象者）	1,655単位
-----	-----------------------------	---------

(2) 予防給付型通所サービス費 (Ⅱ) (要支援2)

3, 428単位

注1～5 略

注6 指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物から当該指定予防給付型通所サービス事業所に通う者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

イ 要支援1、事業対象者 376単位

ロ 要支援2 752単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

ロ～ハ 略

ニ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この中において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 予防給付型通所サービス費 (Ⅱ) (要支援2)

3, 393単位

注1～5 略

注6 指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定予防給付型通所サービス事業所と同一建物から当該指定予防給付型通所サービス事業所に通う者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

イ 要支援1、事業対象者 376単位

ロ 要支援2 752単位

ロ～ハ 略

(新設)

ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員  
その他の職種の者（ホの注において「管理栄養士等」という。）

が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族  
に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管  
理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な  
実施のために必要な情報を活用していること。

ニ 別に市長の定める基準に適合している指定予防給付型通所サ  
ービス事業所  
であること。

ホ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届  
け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対  
して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実  
施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態  
の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにお  
いて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の  
期間に限り1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サ  
ービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄  
養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と  
認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ・ロ 略

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の  
居室を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っている  
とともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ 略

ニ 栄養改善加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届  
け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対  
して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実  
施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態  
の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにお  
いて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき  
所定単位数を加算する。

イ・ロ 略

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サ  
ービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録  
していること。

ニ・ホ 略

㇏ 口腔機能向上加算

注 別に市長の定める基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(1) 口腔機能向上加算 (I) 150単位

(2) 口腔機能向上加算 (II) 160単位

㇏ 選択的サービス複数実施加算

注 略

㇏ 事業所評価加算 120単位

注 略

ホ 口腔機能向上加算 150単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びへにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。

ホ 別に市長の定める基準に適合している指定予防給付型通所サービス事業所であること。

へ 選択的サービス複数実施加算

注 略

ト 事業所評価加算 120単位

注 略

### リ サービス提供体制強化加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が利用者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### (1) サービス提供体制強化加算 (I)

- (一) 要支援1、事業対象者 88 単位
- (二) 要支援2 176 単位

#### (2) サービス提供体制強化加算 (II)

- (一) 要支援1、事業対象者 72 単位
- (二) 要支援2 144 単位

#### (3) サービス提供体制強化加算 (III)

- (一) 要支援1、事業対象者 24 単位
- (二) 要支援2 48 単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

### ヌ 生活機能向上連携加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定してい

### チ サービス提供体制強化加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が利用者に対し指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### (1) サービス提供体制強化加算 (I) イ

- (一) 要支援1、事業対象者 72 単位
- (二) 要支援2 144 単位

#### (2) サービス提供体制強化加算 (I) ロ

- (一) 要支援1、事業対象者 48 単位
- (二) 要支援2 96 単位

#### (3) サービス提供体制強化加算 (II)

- (一) 要支援1、事業対象者 24 単位
- (二) 要支援2 48 単位

※区分支給限度基準額の算定対象外

### リ 生活機能向上連携加算

注 別に市長が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、ハに掲げる加算を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

る場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

ル 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に市長が定める基準に適合する指定予防給付型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

ヲ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対して指定予防給付型通所サービスを行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて予防給付型通所サービス計画を見直すなど、指定予防給付型通所サービスの提供に当たって、イに規定する情報そ

ヌ 栄養スクリーニング加算 5単位

注 別に市長が定める基準に適合する指定予防給付型通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

の他指定予防給付型通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ワ 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) (イ) から (ウ) までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) (イ) から (ウ) までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) (イ) から (ウ) までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ル 介護職員処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算 (I) (イ) から (ヌ) までにより算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算 (II) (イ) から (ヌ) までにより算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算 (III) (イ) から (ヌ) までにより算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算 (IV) (3) により算定した単位数の100分の90に相当する単位数



(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

カ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。介護職員処遇改善加算 (I) から (III) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1) の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算 (I) 又は (II) の届出を行っていることを要件とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (イ) から (フ) までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (イ) から (フ) までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

(5) 介護職員処遇改善加算 (V) (3) により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

ただし、(4) 及び (5) については、給付において廃止される同時期において廃止する。

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に市長が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防給付型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定予防給付型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (イ) から (ヌ) までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数

(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (イ) から (ヌ) までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)

生活支援型通所サービス費

イ 生活支援型通所サービス費

(1) 生活支援型通所サービス費 (I) (要支援1、事業対象者)  
1, 315 単位

(2) 生活支援型通所サービス費 (II) (要支援2)  
2, 631 単位

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に指定事業者が行った第1号訪問事業又は第1号通所事業に要する費用の額について、なお、従前の例による。

別表第4 (生活支援型通所サービス事業支給費単位数表)

生活支援型通所サービス費

イ 生活支援型通所サービス費

(1) 生活支援型通所サービス費 (I) (要支援1、事業対象者)  
1, 302 単位

(2) 生活支援型通所サービス費 (II) (要支援2)  
2, 604 単位